

# 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制等の見直しについて

## 土壌汚染対策法制定の経緯

- ・工場跡地等の再開発や事業者による汚染調査の実施に伴う土壌汚染の顕在化
- ・人の健康影響の懸念から土壌汚染対策の確立を求める社会的要請の高まり

平成14年5月 土壌汚染対策法成立

- ・有害物質の製造、使用、処理をする水質汚濁防止法の特定施設（有害物質使用特定施設）を廃止した工場等の土地の所有者の土壌状況調査義務
- ・土壌汚染のおそれがある土地に対する知事の調査命令 など

## 法施行6年経過後の課題

1. 法に基づかない土壌調査（自主調査）による土壌汚染の発見の増加  
（発見された汚染土壌の適正管理への不安）
2. 汚染の程度や健康被害のおそれの有無に拘わらず措置が掘削除去に偏重している。  
（土地の所有者等の過剰な負担）
3. 汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散  
（汚染土壌の不適正な処理事案の発生）

平成21年4月24日 改正土壌汚染対策法公布  
 平成21年10月23日一部施行（予定）  
 平成22年4月1日全面施行（予定）

## 法改正の主な内容

1. 土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充  
一定規模（3000m<sup>2</sup>）以上の土地の形質変更時における土壌調査義務  
自主調査において土壌汚染が判明した場合の規制対象区域の指定の申請
2. 区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化  
区域の分類の明確化  
健康被害が生ずるおそれがあるため盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置区域）  
健康被害が生ずるおそれがないため土地の形質変更時に不適切な処理が行われないよう管理する区域（形質変更時要届出区域）  
区域に応じた措置内容の明確化  
汚染の状況、健康被害の生ずるおそれの有無に応じた必要な対策の明確化
3. 搬出土壌の適正処理の確保  
搬出土壌の処理業についての許可制度の新設  
汚染土壌の運搬における、管理票の使用など基準の新設

## 県条例の制定

平成14年10月 県民の生活環境の保全等に関する条例の中に「土壌・地下水汚染に関する規制」を盛り込む

- ・ 特定有害物質等を取り扱う者に対する土壌及び地下水汚染の未然防止のための日常点検
- ・ 特定有害物質等を取り扱い又は取り扱っていた事業所の設置者に対する土壌調査の努力義務
- ・ 土壌・地下水汚染の拡散防止のための応急措置の実施義務
- ・ 一定規模（3,000m<sup>2</sup>）以上の土地を改変する者に対する有害物質使用履歴の調査及び汚染が判明した場合の措置の義務 など

## 条例施行6年経過後の課題

土地の売買、土地の資産評価、企業の自主的な環境管理のためなどに実施される法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）による土壌汚染の発見が多く、こうした自主調査の取扱いを検討する必要がある。

特定有害物質等取扱事業所が土壌調査を実施せずに廃業した場合は土壌汚染を見逃すことが懸念される。

掘削除去に偏重することなく汚染の程度等に応じた措置の内容を検討する必要がある。

## 論点の抽出（案）

### 【法改正を受けての規定の見直し】

3000m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更については法で同様な規定がされたことから条例の取扱いについて検討する。

法や条例に基づかない土壌調査（自主調査）について、土壌汚染の把握の観点からも重要であり、今後とも推進すべきであることから、その有効な活用等の方策について検討する。

### 【条例の課題からの見直し】

特定有害物質等取扱事業所における土壌・地下水の汚染状況調査の実施時機等の明確化について検討する。

土壌汚染の程度等に応じた合理的な措置について検討する。

汚染土壌処理業の許可にあたり、生活環境影響調査の実施の制度化について検討する。